

地震に対する非常措置について

本校においては、京都市において『震度 5 弱以上』の地震が発生した場合には下記のような措置を取りますので、ここにお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、テレビ・インターネット等の報道に注意してください。

記

1. **登校前**

登校前に「京都市のいずれかの地域で震度 5 弱以上の地震が発生」した場合 **次の登校日を臨時休業とします。**

(例) 水曜日の午後 9 時に発生 → 翌日の木曜日を臨時休業

(例) 月曜日の午前 5 時に発生 → 当日の月曜日を臨時休業

*** 休業前日や休業日に発生した場合、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認できて授業を行う場合は、学校から電話やホームページ等で授業を行う旨の連絡をします。**

(例) 金曜日の午後 11 時に発生 → 原則として月曜日を臨時休業

(例) 土曜日または日曜日に発生 → 原則として月曜日を臨時休業

2. **在校中**

在校中に「京都市のいずれかの地域で震度 5 弱以上の地震が発生」した場合 **下校の安全が確認できるまでは、学校に留め置きます。**

本校では、その後、保護者の方とご相談のもと、次のように対応いたします。

・保護者の方に引き渡すまでは、お子たちを学校に留め置く。

*** お子たちを引き渡しする際には、大きい地震の発生直後であることを念頭に必ず下記のことをお守りください。**

1. 登録いただいた方以外の方には、お引き渡ししません。

2. 車でのお迎えは厳にお控えください。

3. 電話は不通になる可能性が高いことを踏まえ、当日の連絡対応はできません。